

京都市上下水道局告示第1号

京都市指定下水道工事業者規程第10条第1項の規定に基づき次の者を指定しなかったため、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 京都市上京区大宮通一条下る下石橋南半町46番地

株式会社浅田水道工業所

代表取締役 浅田 喜之

2 京都市山科区大宅中小路町26番地

近畿光工業株式会社

代表取締役 岩田 清孝

3 京都市右京区龍安寺衣笠下町7番地の3

ケイ・アンド・プラン株式会社

代表取締役 木下 逸子

(上下水道局下水道部管理課)